

(陳受16第20号)

「浜岡原発震災」における子どもと妊婦のための放射能災害対策
に関する陳情

受理年月日

平成16年8月26日

陳情者

境2-11-4
佐藤弓子

陳情の要旨

旧ソ連・チェルノブイリ原発事故で放出された放射能は、特に幼い子どもと妊婦、つまり胎児に対して、取り返しのつかない被害を与えました。放射能災害は、細胞分裂の活発な幼い子どもと胎児にとっては、死を意味する惨事なのです。この原発事故後、ポーランドでは出生数が激減、ベラルーシでは「国家先天性異常防止計画」を実施していますが、それでも先天性異常児が高率で発生しています。事故によって、2,000人以上の子どもたちが甲状腺ガンで苦しんでいることを認めた国連は、2000年4月、治療の必要な300万人の子どもについて、国際的な援助を要請しました。

1999年のJCO臨界事故以来、浜岡原発1号機配管破断事故、東京電力不正改ざん事件、浜岡原発も含む原発ひび割れ隠し事件など、日本の原発は信頼性を全く失ってしまいましたが、さらに、8月9日に11名の死傷者を出した美浜原発3号機の事故は、切迫していると言われる東海地震による「浜岡原発震災」が決して杞憂ではないことを人々に確信させました。

2002年4月に原子力安全委員会は、ヨウ素剤を服用するのは新生児から40歳までとする「原子力災害時における安定ヨウ素剤服用の考え方」を定めました。そのヨウ素剤服用の効果は、放射能事故から1時間後で85%、3時間後で50%に減少し、6時間後では効果がなくなるとされ、放射能災害が発生したら、一刻も早く服用しなければならないものです。

2004年6月11日、貴市議会は全会一致で「中央防災会議で浜岡原発震災を未然に防ぐ措置をとるに関する意見書」を可決し、6月11日付で内閣総理大臣あてに送付しています。しかし、現在、浜岡原発5基は巨大東海地震の震源域のど真ん中で、593トンものウラン燃料を抱えて稼動しています。「浜岡原発震災」が発生すれば、武蔵野市も放射能で汚染される可能性を否定できません。

事態は緊急を要します。未来を生きる、武蔵野市民である子どもたちの苦しみを少しでも軽減するために、下記のとおり、実効性があるヨウ素剤対策に一刻も早く取り組むよう陳情いたします。

記

1. 「浜岡原発震災」に備えて、浜岡原発の事故発生時に一刻も早く服用できるよう、子どもと妊婦にヨウ素剤を常に持たせること。
2. 子どもと妊婦にヨウ素剤の服用の仕方を徹底すること。